

「川崎駅東口駅前広場イベント実施事業者募集」に係る
川崎駅東口広場（川崎ルフロン前）活用時のルールについて

1 本ルールについて

本ルールは「川崎駅東口駅前広場イベント実施事業者募集」において、川崎駅東口駅前広場（川崎ルフロン前）のエリアを活用してイベント等を行う際の会場の使用条件、注意事項等を定めるものです。また、会場の使用にあたっては、別途、許可等が必要になりますので、ご注意ください。

2 会場の使用条件

- ・事業エリア詳細図（別紙１）に示す、事業エリア内で事業を実施してください。また、レイアウトに当たっては、事業エリア内であっても、同図に示す歩行者等の流出入地点間での歩行者等の円滑な通行が確保されるようにするなど、周辺環境に配慮してください。
 - ・事業エリアについては、事前に現地で範囲を確認し、事業エリア外を使用しないよう、出店者や出演者にも周知を図るとともに、イベントへの来場者が事業エリア外に滞留しないよう注意喚起を行ってください。
 - ・事業エリア外の利用を希望する場合は、事前に本市と協議の上、承諾を得てください。
 - ・来場者等により、歩行者等の動線が妨げられないよう、適切に誘導員等を配置してください。
 - ・会場の利用可能時間は８時～２２時とします。ただし、イベントの設営、撤去等でこの時間外の利用を希望する際は、本市と協議してください。
 - ・事業実施に係る什器については、事業者にてご準備ください。
 - ・インフラ設備として、別紙１及び別紙２のとおり、「電源設備」、「給排水設備」、「資材置場」、「貸出用資材等」が利用可能です。利用に際しては申請及び、利用方法等についての事前協議が必要です。なお、イベント開催当日等に設備や貸出用資材等に不具合や故障等が生じた場合には事業者にてご対応下さい。
- 各設備等の利用に際して必要となる、「貸出用資材等」以外の周辺什器等については事業者にてご準備いただく場合があります。
- ・イベントを定期的に実施する事業者は、本市と協議した上で「資材置場」に所有者以外の事業者も使用可能なものに限り、什器等を仮置きすることが可能です。仮置きする物については、所有者及び連絡先を明示して下さい。仮置きしている什器等が破損、盗難等による損害について本市は一切補償いたしません。なお、本市より撤去する旨指示された場合は所有者にてご対応下さい。
 - ・搬入及び搬出については、その方法について、本市、道路管理者、交通管理者等の指示に従い、周辺設備、周辺交通に配慮して実施してください。
 - ・廃棄物については、事業者の責任と費用において、関係法令等に基づき適正に処理を

行ってください。

- ・会場への設置物は適切な方法で十分に固定してください。特にテント等の風の影響を受けやすい設置物については、十分に注意を払い、確実に固定してください。
- ・電源ドラムなどのコード類を会場内で使用する場合には、来場者等の移動の支障にならないよう、適切な養生を行ってください。
- ・会場内には、問い合わせ先としてイベント実施事業者の連絡先を、歩行者等の目につく箇所に明示してください。

3 会場での音量について

- ・会場内で、音を出す場合（音楽演奏に限らず、マイクを使用する場合なども含む）には、音量、スピーカーの向き等について、周辺環境に十分配慮してください。また、主催者は適切な音量等となるよう管理をして下さい。

4 大道芸等のパフォーマンスについて

- ・パフォーマンスを行う場合、実施するパフォーマンスに応じて、適切な広さのエリアを設定し、観客等がパフォーマンスエリアに立ち入らないよう、適切に区画してください。
- ・パフォーマンスエリアの設定に当たっては、観客のためのエリアも考慮したうえで、通行に支障がない場所に設定してください。
- ・刃物や火器等の危険物や動物などを、使用する際は、特に安全対策に留意し、許可等が必要な場合には、主催者の責任において、許可を取得、若しくは許可が取得されていることを確認し、本市に報告をしてください。
- ・投げ銭等を求める場合において、支払いを強要又は強要していると判断されるような行動は、禁止とします。

5 飲食について

- ・飲食の提供がある場合には、適宜、保健所等に相談、届出等を行い、届け出内容及び保健所等からの指示を遵守して実施してください。
- ・飲食の提供がある場合には、適切な飲食スペースを確保してください。
- ・飲食スペースは適宜、掃除、消毒等を行い、衛生的な状態を保つようにしてください。
- ・飲食の提供に当たっては、周辺飲食店等での飲食物の提供状況を確認し、周辺環境と調和した内容となるように留意してください。

6 緊急時対応

- ・事前に緊急時の連絡体制について、本市と協議を行ってください。
- ・出店中の突然の荒天や事故、災害等、不測の事態が発生した際は、直ちに本市へ報告してください。